

市・都民税の申告はお早めに 平成16年度市・都民税の申告受付は 2月2日(月)から3月15日(月)までです。

昨年の年収が公的年金だけの方やサラリーマンの方で年末調整をしていない場合、あるいは医療費控除などで、還付を受けるための所得税の確定申告も2月2日から一緒に受け付けます。(※事業所得者の確定申告は2月16日以降税務署等で受け付けます。)

例年3月に入りますと大変混雑しますので、お早めに申告してください。

受付日時・場所

▽2月2日(月)～13日(金) 商工会館2階会議室※2月5日(木)は商工会館3階ホール
▽2月16日(月)～3月15日(月) 商工会館3階ホール

※受付は土曜・日曜・祝日を除く午前9時～11時30分・午後1時～4時
※水曜夜間・土曜の開庁時間内に限り市役所2階課税課市民税係で市・都民税の申告書の受付を行います。(所得税の確定申告は受付しません。)

申告が必要な方

1 平成16年1月1日現在、福生市に住所のある方で、
①給与所得だけの方で、勤務先から福生市に給与支払報告書の提出がなかった方(勤務先の給与担当者に確認してください。)

2 平成16年1月1日現在、福生市外に住所のある方で、福生市内に事務所、事業所または家屋敷を有する方

申告が必要ない方

②事業・不動産・配当・年金・雑等の所得(所得金額の多少にかかわらず)があった方で確定申告する必要のない方
注1 給与所得以外の所得が20万円以下であっても、市・都民税の申告が必要です。
注2 源泉分離課税を選択した配当所得がある方も、市・都民税の申告が必要です。

③所得がない場合でも、次のいずれかに該当する方
▼ご自分の扶養親族にもなっていない方
▼世帯を共にしていない人の扶養親族になっ

申告に必要なもの

- 1 市から送られた書類がある場合にはその書類・印鑑
- 2 源泉徴収票や支払者の証明書など、平成15年中の収入が明らかになる資料
- 3 年金を受給されている方は、社会保険庁から郵送されてきている平成15年分公的年金等の源泉徴収票(はがき)
- 4 生命保険の控除証明書、個人年金控除証明書、損害保険の控除証明書、医療費などの領収書等
- 5 社会保険の領収書(昨年中に国民健康保険税や国民年金保険料、健康保険料や厚生年金保険料等を支払ったもの)
- 6 障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳等
- 7 配偶者特別控除を受ける方で配偶者に所得がある場合は、その配偶者の収入が明らかとなるもの
- 8 事業所得者などの方は、収支決算書や帳簿類



ては青梅税務署(☎0428・22・3185)へ。
青梅税務署のお知らせ
2月22日(月)・29日(日)の2日間は日曜日にも確定申告を受け付けます

申告が必要ない方

1 平成15年分所得税確定申告書を税務署へ提出する方
2 平成15年中の所得が給与だけの方で、勤務先から福生市に給与支払い報告書が提出されている方(勤務先の給与担当者に確認してください。)

※商工会館は市役所の向かい側です。昨年申告のあった方等には市・都民税の申告書及び、所得税の確定申告書は1月31日(土)までにお送りします。

問合せ▽市・都民税の申告については課税課市民税係
▽所得税の確定申告については(土曜・日曜・祝日を除く)ます(土曜・日曜・祝日を除く)。

※1月～3月までの間は、税務署の駐車場は狭いので、自動車での来署はご遠慮ください。
問合せ青梅税務署☎0428・22・3185

おでかけください税の指導会・相談

所得税の確定申告書自作指導会
年金受給者及び医療費・住宅借入金等特別控除などで所得税の還付を受ける確定申告書の記載指導、また、所得税が還付となる申告書の受付も行います。
日時2月5日(木)午前9時30分～11時30分・午後1時～3時
場所商工会館3階ホール

確定申告出張相談会
青梅税務署による確定申告出張相談を行います。申告書の受付も行いますので、お気軽におでかけください。
日時2月18日(水)午前9時30分～11時30分・午後1時～3時
場所商工会館3階ホール
※譲渡所得・贈与税については、税務署でご相談ください。

税理士会の無料申告相談
東京税理士会青梅支部による小規模事業者のための確定申告無料相談を行います。還付申告をされる方もご利用できます。
①日時2月5日(木)～2月7日(土)・2月10日(火)～2月11日(水)

日(祝)午前10時30分～正午・午後1時30分～4時(所得税の還付申告を受ける方が対象)※ただし、7日(土)と11日(祝)は相談のみで確定申告書の受付はできません。
場所福生駅プチギャラリー3階

国民年金だより

老齢年金を受けている皆さんに源泉徴収票が交付されます
この源泉徴収票は、年金から源泉徴収されたかどうかは関係なく、受給者全員に送付されます。
2か所以上から年金を受けている方や、年金以外にも給与などの所得がある方は確定申告をするときに必要となりますので、大切に保管してください。
問合せ保険年金課年金係 または立川社会保険事務所 ☎523・0351

国民年金や厚生年金などの老齢年金は、所得税法の「雑所得」として所得税が課せられます。
このため、老齢年金を受けている人は、毎年1月末頃までに年金の支払い総額、源泉徴収税額、控除した公的年金等控除、扶養親

曜・日曜日を除く) 場所商工会館3階ホール ※所得金額が高額な方や相談内容が複雑な方及び譲渡所得・贈与税については税務署でご相談ください。
問合せ青梅税務署☎0428・22・3185

家屋を取壊された方へ

昨年中に取壊した家屋には平成16年度から固定資産税および都市計画税が課税されません。家屋を取壊した方は、ご連絡ください。
償却資産をお持ちの方へ
事業を営んでいる個人や法人の方が平成16年1月1日現在で所有している、土地、家屋以外の機械や備品、構築物などの償却資産には、固定資産税が課税されます。市内に償却資産を所有している方は、2月2日(月)までに市役所課税課へ申告してください。なお、申告用紙が必要な場合はご連絡ください。問合せ課税課資産税係

家屋を取壊した方は、ご連絡ください。
償却資産をお持ちの方へ
事業を営んでいる個人や法人の方が平成16年1月1日現在で所有している、土地、家屋以外の機械や備品、構築物などの償却資産には、固定資産税が課税されます。市内に償却資産を所有している方は、2月2日(月)までに市役所課税課へ申告してください。なお、申告用紙が必要な場合はご連絡ください。問合せ課税課資産税係

